平成２４年（フ）第７８５０号
埼玉県戸田市笹目７丁目６番地の30
破産者　有限会社橋本興業
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８５１号
埼玉県戸田市笹目７丁目６―30
破産者　橋本　浩一
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８６６号
東京都台東区東上野１丁目13番10号
破産者　株式会社ユーティー
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８６７号
東京都八王子市越野682
破産者　氏家　　保
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９０１号
東京都世田谷区下馬２丁目28―39―204、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区下馬１丁目54番１号
破産者　株式会社リーコーポレイション
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９０２号
東京都世田谷区下馬２丁目28―39―204
破産者　岩本　早苗
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９１５号
東京都渋谷区渋谷２丁目６番12号
破産者　株式会社パルスクリエイト
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９１６号
東京都世田谷区駒沢３丁目12―15
破産者　長谷川和夫
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９３３号
東京都台東区浅草橋２丁目７番１号
破産者　有限会社イル・メルカート
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９７１号
東京都文京区本郷３丁目６番９号
破産者　丸栄工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９８９号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目８番35号
破産者　株式会社Ｆｉｒｓｔｅｐ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９９０号
東京都墨田区業平２丁目18―３―405
破産者　佐藤　洋平
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０９９号
静岡県浜松市西区舘山寺町1398番地の１、ＺＩＺＯＴＯＷＮＷＥＳＴ301
破産者　株式会社喜彩
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１００号
千葉県松戸市殿平賀９―２―Ｂ―101
破産者　新村　浩介
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１１９号
東京都新宿区四谷４丁目24番地
破産者　株式会社ランテック
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１２０号
神奈川県厚木市宮の里４丁目１―４―504
破産者　山下　　寛
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４４７号
東京都練馬区豊玉上１丁目５―９―103
破産者　安藤　久子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４７８号
東京都武蔵野市緑町２丁目３―４―203
破産者　石澤　早苗
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４８０号
東京都武蔵野市緑町２丁目３―４―203
破産者　石澤　秀明
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１９号
東京都世田谷区奥沢６丁目13―14　パルメゾン自由が丘１Ｃ
破産者　小澤　京子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６２７号
東京都世田谷区桜丘５丁目45―２―101
破産者　佐藤　篤子（旧姓松井）
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９５号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目31―12　第１旭ハイツ11
破産者　堀内　章平
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部